高台自治会会馻

第1章 総則

第1条 名称

第2条 区域

第3条 目的

第4条 活動

第5条 事務所

第2章 会員

第6条 会員

第7条 入会

第8条 会費

第9条 退会等

第3章 役員

第10条 役員

第11条 役員の選出

第12条 役員の仟期

第13条 役員の任務

第4章 総会

第14条 総会

第15条 総会の構成

第16条 総会の機能

第17条 総会の開催

第18条 総会の招集

第19条 総会の議長

第20条 総会の定足数

第21条 総会の議決

第22条 総会の議決権

第23条 総会の書面表決等

第24条 総会の議事録

第5章 役員会

第25条 役員会の構成

第26条 役員会の権能

第27条 役員会の招集等

第28条 役員会の議長

第29条 役員会の定足数等

第6章 資産及び会計

第30条 資産の構成

第31条 会費の徴収

第32条 資産の管理

第33条 運営費の支弁

第34条 事業計画及び予算

第35条 事業報告及び決算

第36条 事業年度

第7章 会則の変更及び解散

第37条 会則の変更

第38条 解散

第39条 残余財産の処分

第8章 雑則

第40条 備付け帳簿及び書類

第41条 定めなき事項

付則

慶弔規定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「高台自治会(以下「本会」という。)」と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、長岡京市高台2丁目・3丁目・4丁目及び隣接地区で役員会の承認を得た区域とする。

(目的)

第3条 本会は、住民相互の融和・親睦を重んじ、連帯して生活の向上、福祉の増進、地域環境の維持・形成を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、共同して次の活動を行う。

- (1) 住民相互のコミュニケーションの促進に関する活動
- (2) 地域環境の整備に関する活動
- (3) 地域社会福祉の増進に関する活動
- (4) 集会施設の設置・維持管理に関する活動
- (5) その他良好な地域社会の維持・形成に関する活動

(事務所)

第5条 本会の事務所は、京都府長岡京市高台3丁目11-8に所在する高台集会所に置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有し、本会の主旨に賛同する世帯に属する個人(以下「会員」という。会員が属する世帯は「会員世帯」という)とする。

(入会)

第7条 本会の会員世帯になるには、「入会申込書」に別に定める会費を添えて高台自治会会長(以下会長)に提出しなければならない。

2 前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(会費)

第8条 会員世帯は、別に定める会費を納付しなければならない。

(退会等)

第9条 会員世帯が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 会員世帯より「退会届」が会長に提出された場合

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に、常任委員とブロック委員による次の役員(以下「役員」という。)を置く。

【常任委員】

会長1名副会長1名会計1名

庶務 1名 (以上を「四役」という)

専任役員数名監事1名

【ブロック委員】

ブロック委員 各ブロックから1名

(役員の選出)

第11条 常任委員は、成人に達した会員にして自らの申し出または他の会員の推薦により 総会において選任する。また、ブロック委員は、各ブロックの会員の互選により成人に達した 会員の中から選任する。

- 2 ブロック委員を選出するブロックは、原則として会員世帯の居住する街区を概ね15世帯毎に1ブロックとして区分し、役員会において決定する。またブロックの区分は会員の変動により変更することができる。
 - 3 常任委員とブロック委員は、相互に兼ねることはできない。
 - 4 四役・専任役員・監事は、常任委員の互選により選任する。
 - 5 四役と監事とは、相互に兼ねることはできない。

(役員の仟期)

- 第12条 本会の役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補欠のために専任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の任務)

- 第13条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が不在のときはその任務を代行する。
 - (3) 会計は、本会の会計経理業務を担当する。
 - (4) 庶務は、本会の活動記録・財産管理・庶務業務を担当する。
 - (5) 専任役員は、本会および外郭団体の事業の業務を担当する。
 - (6) ブロック委員は、担当ブロック会員世帯に対する広報・庶務、及び担当ブロック会員世帯の意見・要望の収集と役員会への報告または提起を行う。
 - (7) 監事は、次に掲げる任務を行う。
 - ① 本会の会計及び資産の状況を監査する
 - ② 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査する
 - ③ 会計及び資産の状況または業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する
 - ④ 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求する

第4章 総会

(総会)

第14条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第16条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な次の事項 を議決する。
 - (1) 事業報告に関すること
 - (2) 事業収支決算および監査報告に関すること
 - (3) 常任委員の選任に関すること
 - (4) 事業計画に関すること
 - (5) 事業収支予算に関すること
 - (6) 会則の改廃に関すること
 - (7) その他

(総会の開催)

- 第17条 定例総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。ただし、諸般の事情により開催することが困難な場合は、役員会において報告書を作成し、会員に通知・承認を求めることにより定例総会に代えることができる。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員世帯の5分の1以上から総会に付すべき事項を提示され、総会の開催要求があったとき
- (3) 第13条7項4号の規定により、監事から総会の開催請求があったとき (総会の招集)

- 第18条 総会は会長が招集する。
- 2 会長は、前条2項2号及び3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して、 開会の日の10日前までに文書をもって会員世帯に通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員世帯の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この会則で特に定めるもののほかは、出席した会員世帯の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第22条 会員世帯は、総会において1箇の議決権を有する。

(総会の書面表決等)

- 第23条 止むを得ない事情により総会に出席できない会員世帯は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することがで きる。
- 2 前項の場合における第20条及び第21条規定の運用については、その会員世帯は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員世帯の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的・審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会の事業執行に対する支援機関として、会員の中から役員会が指名する専門委員により専門委員会(部会)を設置し、総会において議決した事業計画の執行にあたる。
- 3 本会を代表する公共公益団体等の外郭団体役員は、会員の中から役員会が指名するもの とし、これらの役員は本会の事業活動に資するため、当該事業活動の状況を役員会へ随時報 告する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の5分の1以上から役員会に付すべき事項を記載した書面をもって提示され招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会の招集は、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少な くとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議決)

第28条 役員会の議決は、監事を含まない出席した役員の過半数をもって行う。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員世帯」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の資産
- (2) 会員世帯からの会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付などその他の収入

(会費の徴収)

- 第31条 本会の会費は、会員世帯当たり月額300円とし、毎年5月末日・10月末日の2回、6か月分の会費として1、800円を納入する。新規入会の場合は、入会月を含め月割りで計算し納入する。
- 2 前項の会費は、経済情勢の変動等により本会運営に支障が生じるときは、総会の議決により増額改定することができる。
- 3 第1項の会費のほか、本会運営上一時的に必要な費用が生じたときは、総会の議決により臨時会費などを徴収することができる。
- 4 会員世帯が転宅等で退会する場合、納付した会費は返還しない。

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が責任者となり会計が管理する。

(運営費の支弁)

第33条 本会の運営費は、資産をもってあてる。

(事業計画及び予算)

- 第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定に拘らず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書・収支計算書・財産目録等として 作成し監事の監査を受け、毎事業年度終了後1箇月以内に総会の承認をうけなければならない。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条 この会則は、総会において全会員世帯の2分の1以上の議決を得て変更する。(解散)

第38条 本会は、総会において全会員世帯の4分の3以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散時に有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、会則・会員名簿等に関する書類、総会及び役員会の議事録、 収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えて おかなければならない。 2 会員から、前項の帳簿及び書類について閲覧の請求があったときは、会長が立ち会いのうえ閲覧に応じるものとする。

(定めなき事項)

第41条 この会則の施行に関し必要な事項または定めなき事項あるいは疑義が生じたときは、役員会で審議し別に定める。

付 則 この会則は、平成10年4月1日から改定施行する。

以上

施行 昭和61年 4月 1日 改定 平成 6年 4月16日 改定 平成16年 4月10日 改定 平成23年 4月 9日 改定 平成28年 4月 9日

附則 高台自治会 慶弔規程

- 1 会員(以下会員は会員世帯の全員を指す。ただし会員が老人ホーム等の施設に入居、あるいは単身寮等への入寮、留学、単身赴任等の任意の理由で一時的に住居地を高台以外に移していた場合には、これを会員または会員世帯とみなす。)が逝去したときは弔慰金をおくる。
- 2 会員の自治会活動中や不時の災害による罹災等に対して、四役の決定により見舞金をおくることができる。
- 3 会員が小学校に入学したときは、入学祝金をおくる。
- 4 会員が弔慰金や見舞金や入学祝金を辞退した場合は、その意向にしたがう。
- 6 上記にかかわらず、弔慰金や見舞金が必要、または増額が必要な場合は、四役が協議合意のうえ決定して執行し役員会で報告する。

付則 本規は平成14年11月1日より実施する。

改定 平成28年 4月 9日

改定 平成29年 4月 8日 入学祝金の追加